国会事項

衆議院

議決通知

六月十四日本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

議案提出

六月十四日議員から提出した議案は次のとおりである。

民法の一部を改正する法律案（山尾志桜里外五名提出）

国務大臣石井啓一君不信任決議案（辻元清美外六名提出）

要求書受領

六月十四日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

国務大臣石井啓一君不信任決議案　辻元清美外六名

質問書提出

六月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

朝鮮半島の非核化のコストに関する質問主意書（大西健介提出）

閣僚等の執務室を直ちに禁煙にするよう求めるリニに関する質問主意書（初鹿明博提出）

海洋プラスチック憲章に関する質問主意書（初鹿明博提出）

「働き方改革法案」の適用除外及び高度プロフェッショナル制度に関する質問主意書（柚木道義提出）

立野ダムに関する質問主意書（田村貴昭提出）

再生可能エネルギー発電促進賦課金及び非化石価値取引に関する質問主意書（長尾秀樹提出）

議員表彰

六月十四日渡海紀三朗は、永年在職議員として、院議をもってその功労を表彰された。

会議

六月十五日（金曜日）　午後一時　本会議

参議院

議事日程

六月十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十九号

平成三十年六月十五日（金曜日）

午前十時開議

第一　公職選挙法の一部を改正する法律案（足立信也君外十三名発議）

第二　鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第三　美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第四　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

六月十四日議員から次の議案が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（橋本聖子外十一名発議）（参第一七号）

議案受領（予備審査）

六月十四日衆議院から次の議案が送付された。

民法の一部を改正する法律案（山尾志桜里外五名提出）（衆第三七号）

質問主意書提出

六月十四日議員から次の質問主意書が提出された。

ニホンウナギの生息地保全、資源回復のための河川環境保全と再生に関する質問主意書（川田龍平提出）（第一三七号）

米軍関係者が起こした事件、事故等の補償に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一三八号）

陸上自衛隊オスプレイの整備計画に関する再質問主意書（青木愛提出）（第一三九号）

報告書提出

六月十四日委員長から次の報告書を提出した。

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案（衆第二五号）審査報告書

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第三四号）審査報告書

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）審査報告書

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月十三日）

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　茂木　敏充

経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　茂木　敏充

内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる（以上六月十四日）

官庁報告

労働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

次表に掲げる中央労働委員会の地方調整委員について、平成30年9月30日をもって任期が満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の2第4項の規定により準用する同令第20条第1項の規定により、資格のある労働組合又は使用者団体、行政執行法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の3第2項に規定する行政執行法人をいう。記1(2)において同じ。）は、下記により、それぞれ労働者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

区域	委員区分	氏名
東日本	労働者代表	今　明
		西田　一朗
		戸田　庄一
		有馬　輝

平成30年6月18日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦者資格

(1)　労働者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有する者は、労働組合法第19条の3第2項に規定する行政執行法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は2以上の都道府県にわたって組織を有する労働組合であって、同法第2条及び第5条第2項の規定に適合するものであること。

(2)　使用者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有する者は、2以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体又は行政執行法人であること。

2　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式1又は2による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

なお、労働組合にあっては、当該労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を併せて添付すること。

4　推薦書類の提出期限　平成30年7月23日

5　推薦書類の提出先　厚生労働省労働基準局労働関係法課（〒100―8916　東京都千代田区霞が関1―2―2中央合同庁舎第5号館）

使用者代表	小山　勝已
	関本清次郎
	辰村　裕司
西日本	労働者代表	高島　克彰
		池上　正美
		宮尻　数則
		大崎　壽久
	使用者代表	荒田　賢一
		山本　敏夫